

令和7年6月16日

トラック事業者に対して行政処分を実施しました

広島運輸支局は、広島県のトラック事業者である門田石油株式会社の本社営業所に対し、法令違反の疑いに関する情報を入手したことを端緒として、令和6年3月19日及び同年7月17日に監査を実施しました。

監査の結果、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、本社営業所の30日間の事業停止及び同営業所の事業用自動車（トラック）1両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日：令和7年6月10日

2 事業者名：門田石油株式会社(代表取締役 門田 慎吾)
住所：広島県福山市熊野町乙100—1
処分対象営業所：本社営業所(広島県福山市熊野町乙95番地2)

3 行政処分の内容：

(1)本社営業所に係る事業停止 30日間（令和7年6月16日から令和7年7月15日まで）

(2)本社営業所の事業用自動車の使用停止 30日車（1両×30日）
（令和7年7月16日から令和7年8月14日まで）

(3)輸送の安全確保命令

4 違反の内容：別紙のとおり

5 違反点数付与状況：33点(累積点数:33点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当：水谷^{みずたに}、廣本^{ひろもと}

担当：藤本^{ふじもと}、小松尾^{こまつお}

TEL：082-228-3460

TEL：082-233-9167

- (1) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (2) 運転者の一運行の勤務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (3) 点呼を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項
- (4) 点呼の記録を確実に行っていなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (5) 業務の記録の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条
- (6) 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項